ヨーロッパにおける ソーシャル・ファイナンス

社会的な利益追求を目標にする金融機関

〔要旨〕

- 1 イタリアの倫理銀行は、融資先を、 社会的な協同、 文化・市民社会、 国際的な協同、 環境、の4つの分野で活動する組織に限定している。組織形態としては、協同組合、 NPO、アソシエーション等が中心で、営利企業は対象としない。預金者は預金を4つのうちどの分野へ融資するかを選んだり、預金金利を上限からゼロの間で決めたりすることができる。もし金利をゼロ、あるいは上限より低くすることを選択すると、預金者は経済的なメリットを放棄するかわりに、社会的な目的をもつ組織の活動の発展に貢献することができる。
- 2 オランダで設立されたトリオドス銀行も,融資先を社会・環境・文化的な付加価値の達成を目的とする事業やプロジェクトに限定している。こうした銀行はソーシャルバンクと呼ばれ,ヨーロッパには複数存在し,顧客を増やしている。
- 3 ソーシャルバンク,クレジット・ユニオン等の活動は,ソーシャル・ファイナンスと総称される。ソーシャル・ファイナンスは,「金融面での利益と同様に,社会的な利益や社会的配当を求める組織による資金供給」と定義される。社会的な利益を達成する活動目標は多岐にわたり,貧困の削減,雇用の創出,国際労働基準を遵守すること,金融グローバリゼーションの恩恵をより公平に分配すること等がある。
- 4 ソーシャル・ファイナンスが注目されるようになった背景には, 一般の金融機関が不 採算とみられる分野から撤退していること, 融資の対象となる社会的企業等のサードセ クター組織がヨーロッパ諸国において発展していること, 社会的責任投資のように,経 済活動の社会的な結果に対して関心が高まっていることが挙げられる。
- 5 特に,ビジネス的手法を用いつつ,社会や環境の幅広い問題に取り組む社会的企業は,ヨーロッパ各国で福祉システムが危機に瀕する一方で,社会サービスの提供において質が重視されるようになったため,関心を集めるようになった。イギリスでは,政府が公益の増進のため社会的企業の活動を促進しようとしており,その一環としてソーシャル・ファイナンスについても実態調査を行った。
- 6 日本においてもNPOに融資を行う金融NPOが各地で設立されている。今後はソーシャル・ファイナンスへの需要が高まる可能性があり、倫理銀行やトリオドス銀行等のヨーロッパの経験は参考になると考えられる。また、一般の金融機関にとっても、自らの経済活動の社会的な結果を重視し、透明性の向上や、新しい審査手法の開発を図る動きには学ぶ点もあろう。

目 次

はじめに

- 1 ソーシャルバンク
 - (1) イタリアの倫理銀行
 - (2) トリオドス銀行
 - (3) ネットワーク組織 INAISE

- 2 ソーシャル・ファイナンスの現況
 - (1) ソーシャル・ファイナンスとは
- (2) 背景
- (3) コミュニティ開発機関
- (4) ソーシャル・ファイナンスの規模
- 3 おわりに

はじめに

通常、銀行の利用者は自分の預金がどのような融資先でどのような使途に使われているのかを知ることはできない。しかし、融資先が社会的に意義のある活動に限定され、しかも預金者はどのような分野への融資に使ってほしいかを指定して預金することができる銀行がある。筆者は、2002年9月にこうした銀行の一つであるイタリアの倫理銀行を訪問する機会を得たが、欧州には同様の業務を行う銀行がいくつも存在し、ソーシャルバンクと呼ばれている。これらの銀行はそれぞれに顧客を増やし、互いに情報交換するためのネットワークを作っている。

このような銀行も含めて,社会的な目的を持つ組織やプロジェクトへの資金供給は「ソーシャル・ファイナンス」と呼ばれ,近年その活動は活発化している。本稿では,ソーシャル・ファイナンスの具体的なイメージをつかむために,まず倫理銀行等の業務を紹介し,その後でソ

ーシャル・ファイナンスの現況についてま とめてみたい。

1 ソーシャルバンク

(1) イタリアの倫理銀行

a 概要

イタリアの倫理銀行は,法律上は人民銀行(Banca Popolare,協同組合系金融機関の一種で組合員は1人1票制)であり,組合員になるためには申込書を提出して審査を受ける。02年末の個人組合員数は17,077人,団体組合員数は2,914団体であった。

第1表 倫理銀行の指標

(単位 万ユーロ,%)

	実数			前年比伸び率	
	00年 12月	01.12	02.12	01.12	02 12
組合員数(人)	15 202	17 372	19 991	1.1	30 0
支店数(店)	4	5	7	-	-
職員数(人)	24	38	62	-	-
出資金	986	1 ,127	1 419	14 3	25 9
顧客からの預金残高	7 530	12 325	19 347	63 7	57 0
貸出金残高	3 203	4 430	5 ,199	38 3	17.4
当年度純利益	16	34	15	114 6	55 2

資料 倫理銀行2001年2002年アニュアルレポートより筆者作成

(注) 店舗は2003年に1店舗増加。

同行では,一般の銀行同様,預金の受入, 貸出,クレジットカードの発行等を行って いる。店舗はパドヴァの本店のほか,ミラ ノ,ローマ等の8都市にしかないが,提携 する他の銀行からも預入を行うことができ る。02年末の預金残高は1億9,347万ユー ロ(約263億円),貸出金残高は5,199万ユー ロ(約71億円)であった(第1表)。

b 歴史的背景

倫理銀行は99年から業務を開始したが, その由来は70年代後半に設立されたMAG (Mutue per l'AutoGestione) という協同組 合にある。MAGは組合員から資金を集め, 社会的なプロジェクトを提案している人や 組織に対する融資を行っていた。ところが、 90年代初めに法制度が変更され,広く一般 から預金を集めるためには,銀行として認 可されることが必要となった。そのため、 94年12月には22の非営利組織が銀行設立に 向けてアソシエーションを作り,95年にこ のアソシエーションは銀行の設立に必要な 出資金を集めるための協同組合に転換され た。そして3年間出資金集めのキャンペー ンを行った後,98年12月に銀行として認可 を受け翌年から業務を開始した。

後でみるように倫理銀行の融資先はいわゆるサードセクター組織に限定されているが、90年代以降のイタリアでは、協同組合、共済組織、NPO等のサードセクター組織が大いに発展した。例えば、その雇用についてみると、90年代初頭には30~40万人程度であったが、その後の10年間で約2倍へ

と増加した。無給のボランティア等を含め れば約400万人が活動しているとされる。

サードセクターの組織のなかでも特に,91年に法律が定められた社会的協同組合は急速に増加し,推計では約5,600組合が活動している。従来の協同組合がメンバーの相互扶助に主眼を置いていたのに対し,社会的協同組合はメンバーだけでなくコミュニティ全体の利益を目的とすることが法律で定められている。社会的協同組合はA型とB型に分かれており,A型は福祉と教育サービスの事業,B型は社会的弱者を職につけるように支援する事業を,農業,商業,工業などの分野で行う。これらの社会的協同組合では,サードセクター組織の有給スタッフの約23%が雇用されている。

イタリアで社会的協同組合をはじめとするサードセクター組織が発展した裏には,福祉政策が80年代に財政的困難によって危機に瀕したことがある。90年代に入って,地方自治体への分権化や非政府組織との関係強化が行われ,社会的協同組合やその他の非営利組織が社会サービスの担い手として重要な役割を占めるようになった。倫理銀行が設立された背景には,サードセクター組織が発展するにつれ,そうした組織に資金供給を行う機関の必要性が高まったことがある。

c 倫理銀行の特色

倫理銀行は,定款で基本原則を定めているが,それをキーワードで示すと, 経済活動の非経済的な結果への注目, クレジ

ットを受ける権利 , 公平な分配 , 透明性 , 参加である。 これらの原則を基礎とする倫理 銀行の業務にはいくつかの特色 がある。

(a)融資対象とする4つの分野

倫理銀行では,預金者には自 分の預金の使途を認識させ,借 入者には経営や企業家としての

活動を発展させるような利用者教育を重視している。そのため,同行で預金を行う人は,自分の預金を以下のどの分野に融資するかを選択することができる。

分野は, 社会的な協同, 文化・市民 社会, 国際的な協同, 環境,の4つで ある。 社会的な協同には,障害をもつ人 を社会や労働市場に参画させたり,生活の 質を改善したりするための取組み等, 文 化・市民社会には,伝統文化の保存,貧し い地域での雇用創出や住居の提供,社会的 なツーリズムの振興等, 国際的な協同に は,公正な貿易のサポートや,発展途上国 の組織との協力を行うもの等, 環境には 代替的・再生可能なエネルギー資源の調 査・実験,バイオロジカルな農業の発展, 環境に配慮した交通手段等が含まれる。

02年末の預貸金の状況をみると(第2表), 国際的な協同という分野を選択して預金する人がもっとも多いが,この分野での貸出の額はそれほど多くない。一方,社会的な協同に対する貸出額は預金額を上回っているが,足りない分は融資分野を特定してい

第2表 預金総額と貸出金実行額の分野別内訳 (2002年末)

(単位 万ユーロ,%)

	預金(A)		貸出金実行額(B)		差額
		構成比		構成比	(B-A)
社会的な協同	1 831	9 2	4 052	46 4	2 221
文化·市民社会	116	0 6	2 328	26 6	2 213
国際的な協同	5 682	28 6	1 201	13 7	4 4 81
環境	639	3 2	576	6 6	63
特定のプロジェクト等	341	17	583	67	241
選好区分なし	11 250	56 7	-	-	11 250
計	19 858	100 0	8 739	100 0	11,119

資料 倫理銀行2002年アニュアルレポート

ない預金を充てている。

預金者は,預金金利を上限からゼロの間で選択することができる。もし金利をゼロ,あるいは上限より低くすることを選択すると,預金者は経済的なメリットを放棄するかわりに,社会的な目的をもつ組織の活動の発展に貢献することができるのである。

(b) 社会性を考慮した融資審査

倫理銀行の貸出先は,上述の4分野で活動する組織に限定され,組織形態としては,協同組合,NPO,アソシエーション等が中心で,営利企業は対象としない。倫理銀行では,融資の申込みがくると,まずその組織について社会的な側面の審査を行い,それをパスしたものについて経済面の審査を行う。

社会的な側面の審査は同行が開発した VARI (Value Requisites Indicators)モデルに基づいて行う。これは、 民主的な参加, 透明性, 機会平等, 環境保護, 社会性, 労働条件の尊重, 自発性, 連帯感, 地域との結びつき,の9つの 評価基準について、それぞれいくつかの満たすべき要件を設けている。例えば、 機会平等の要件の一つとして「性差別を行わないこと」があり、それを表す指標の一つとして「理事会に占める女性の数」がある。同様に、それぞれの評価基準について、いくつかの要件とそれを表す指標を設定し、最終的には指標にウェイトをつけて判断を行っている。

次に経済面での審査を行うが,その方法は一般の銀行と同様である。倫理銀行の職員62名のうち27名は以前一般の銀行で働いた経験をもつ人で,審査はこれらの職員が担当している。審査の結果,必要な担保は徴求するが,これに加え,借入者の仕事に対する意欲といったものも審査の基準としているということである。

(c)貸出事例

ここで,その融資の内容として,2つの 事例を紹介しよう。

イタリア南部のある小さな村では,60年代に3,000人いた住民が600人まで減少し,村の中心部の30%の家屋が無人となっていた。この村の若者たちが設立したアソシエーションは,何とかして中心部の歴史的地区を復元し,古き時代の伝統や手仕事を復活させたいと考えていた。その第一歩として,00年に倫理銀行から借入を行い,中世の街並みが残る中心地区の住居を11のホテルに改装,さらに古い水車場を紡績の作業場に転換した。これらは新たな雇用を生んだだけではなく,旅行者にこれまでとは違

った観光の経験を提供する場ともなっている。

もう一つの事例としては,トリエステの B型の社会的協同組合がある。この組合は 飲食店を経営し,かつて精神病の患者であった女性を中心に雇用している。その活動 目的は,元精神病患者や元ドラッグ中毒者 を地元の若者にとけこませること,これら の人々に雇用を提供することである。同組 合は,日常業務に必要な流動性確保のため に倫理銀行から5万ユーロ(約680万円)の 借入を行った。

(d)透明性

倫理銀行では,業務の透明性を高める取 組みの一つとして,融資の内容をインター ネットのサイトと組合員に無料配布する冊 子に掲載している。ここでは融資先の名称, 融資額,融資期間,適用金利,担保の状況 等が紹介されている。インターネットのサ イトをみると,02年に融資件数は592件, 平均融資額は9万6,282ユーロ(約1,309万 円), 平均融資期間は17.5か月であった。さ らに詳しくみると,金額は52.1%が5万ユ -ロ(約680万円)以下で,うち17.7%は1 万ユーロ(約136万円)以下であった。期間 については1年以下が60.3%を占め,うち 27.5%は1か月未満のつなぎ融資とみられ るものであった。このことからは融資案件 はそれほど金額が大きくなく,短期のもの が多いことが分かる。融資対象となった組 織のタイプは非常に詳細に区分されている が, 先に挙げた社会的協同組合は, 件数べ

ースで18.9%, 金額ベースで27.1%を占め た。

(e)組合員の参加

倫理銀行は,組合員を人的資源ととらえ, 組合員の積極的な参加を非常に重視している。個々の組合員と倫理銀行の間の結びつ きを深め,意思決定への積極的な参加を促すことを目標に,60の地域で組合員グループの設立を推進した。このグループを通じて,組合員は倫理銀行の社会的,文化的な活動に参加する。

また,組合員総会で選出された7名から成る倫理委員会(Comitato Etico)は,倫理銀行がその活動において,倫理的,社会的な価値を尊重しているかどうかをチェックする。具体的には,定期的に銀行が定款に沿って業務を行っているかどうかについて理事会に意見を述べたり,提案を行ったりする。

d 業務の拡大

倫理銀行へのヒアリングによれば,同行の業務内容に共感をもつ人は増えている。そのため,組合員数(個人・団体計)は,00年12月末の15,202から02年末の19,991へ増加した。また,預金残高は00年末の7,530万ユーロから02年末には1億9,347万ユーロ,貸出金残高は,3,203万ユーロから5,199万ユーロにそれぞれ増加した。

同行では,預金集めは比較的容易である としているが,一方の貸出は,預金の増加 に追いついていない。同行がその理由とし て指摘したのは,融資先の組織が効率性に 欠ける面があり,書類の準備等で審査にも 時間がかかること,審査担当者数は増やす 予定であるが,あまり急激に業務を拡大せ ず,段階を踏もうとしていることであった。 加えて,先に挙げたように融資案件の金額 が小さく,期間も短いものが多いことも要 因の一つと考えられる。

倫理銀行の02年末の不良債権比率は 1.59%であった。同行のアニュアルレポートでは、不良債権比率の低さの要因としては、設立からまだ間もないことに加え、組合員の参加によって融資先の立地地域に倫理銀行が密着していることを挙げている。当年度純利益は、3年間黒字であるが、02年は職員数の増加や新しい支店の開設準備等で費用がかかり、01年よりも縮小した(前掲第1表参照)。

- (注1)レートは2004年5月13日の1ユーロ136円, 1ポンドは204円で計算。以下同じ。
- (注2)サードセクターは、公共セクターでも私的セクターでもなく、民間非営利組織から成るセクター。ヨーロッパ諸国で多くみられる見解では、協同組合、共済組織、NPOによって構成される。社会的経済セクター、非営利・協同セクターという呼び方もあるが、こうした概念の詳細については、ドゥフルニ、モンソン(1995)、川口清史・富沢賢治編(1999)等を参考にされたい。
- (注3) C. Borzaga and S. Depedri(2000)。この項のデータはすべて同論文より引用。
- (注4) National Cooperation Officeによれば, 2000年末の社会的協同組合の数は6,952組合であったが,これには実際に活動していない組合も含まれ,実際に活動中の組合数はCGMの推計では約5,600組合程度とされる。
- (注5)イタリアでは1980年に法律で精神病院が廃止され,患者は地域社会の中で支えることになり,受け皿として多くの社会的協同組合が地域での生活・就労の支援を行っている。

(2) トリオドス銀行

トリオドス銀行は倫理銀行よりも早く, 80年にオランダで設立された。その由来は, 68年に銀行員,エコノミスト,コンサルタ ント,税法の教授の4人が社会的に有用な 方法での資金運用に関する研究会を作った ことにさかのぼる。71年にはトリオドス財 団が設立され,80年には免許を取得して銀 行業務が開始された。93年にベルギー,95 年にイギリスに支店を開き,04年にはスペインにも開設予定である。

トリオドス銀行の目標は , 社会・環境・文化的な付加価値の達成を目的とする事業やプロジェクトに資金供給することによって , 社会の再生に貢献すること , 銀行産業において , 特に透明性と社会的な責任の分野でパイオニア的役割を果たすこと , 業務を金融面 , 経済面で健全に行うことである。

同行の02年末の預金残高は,オランダ,ベルギー,イギリスの3か国で7億2,910万ユーロ(約992億円)である。同行では,通常の預金口座のほかに金利の一部を特定の組織に寄付する預金口座を設けている。例えば,イギリスで提供している「オーガニック・セーバー」という口座に預金すると,その資金は有機農業や有機食品に関する組織の融資に利用される。そして,100ポンド(約2万円)預金するごとにオーガニック食品や、有機農法の情報を提供するソイル・アソシエーションに25ペンス(約50円)が寄付される仕組みである。ほかにも,地球環境保護や貧困地域での住宅供給

等の目的別に同種の口座が設けられている。

同行の融資は,プロジェクト向け,企業向けで,倫理銀行と異なり営利企業も対象にしている。しかし,対象となる分野は,自然と環境, 社会に貢献するビジネス,文化と福祉, 南北問題, 住宅等に限定されている。02年末の貸出金は3か国合計で2,704件,3億8,700万ユーロ(約526億円)であった。

融資の審査は、借入者の社会・環境・文化的な付加価値や、持続可能なセクターで活動しているかによって判断が行われる。その後、プロジェクトの実現可能性が審査される。1融資案件ごとの融資規模は約14万3千ユーロ(約1,944万円)で、大銀行から敬遠される傾向のある小口融資の担い手として機能している。

また、同行はグループ会社を通じて投資ファンドを提供しており、その総額は02年末は3億3,100万ユーロ(約450億円)に達した。このうち、90年に商品化された「グリーン投資ファンド」は、同行の附属研究所が地元の大学とともに開発した「環境に優しい度」を判定する独自の評価方法に基づいて企業の株式を集めたものであり、02年末には2億1,600万ユーロ(約294億円)を集めている。このファンドは、後述する社会的責任投資の草分けでもあり、同行はほかにも「企業倫理ファンド」等を提供している。

(注6)日本政策投資銀行フランクフルト駐在員事 務所(2001)

(3) ネットワーク組織 INAISE

倫理銀行やトリオドス銀行は、INAISE (Inter-national Association of Investors in the Social Economy)という会員ネットワークに参加している。INAISEは、89年に設立された非営利のアソシエーション(本拠はベルギー)で、ヨーロッパを中心とする19か国から41の組織が参加している(第3表)。基本的に、ヨーロッパ以外の組織は准会員となり、日本からは市民バンクが参加している。組織の種類としては、銀行、協同組合金融機関、非営利アソシエーション、財団、ベンチャー・キャピタル・ファンド等である。

INAISEの会員である組織は、その活動を通じて、以下の分野で活動する組織の発展を推進している。対象分野は、再生可能なエネルギーや有機農業等の環境と持続的な発展、協同組合やコミュニティ企業等の社会的経済、健康ケア、コミュニティ・ハウジングや雇用創出等の社会開発、教育とトレーニング、南北問題、文化と芸術、である。

INAISEは、会員のスキルや経験を共有しコミュニケーションをはかるプラットフォームとしての役割を果たしている。ソーシャル・ファイナンスに関する国際会議を度々催しており、03年5月には「拡大するソーシャル・ファイナンス」、04年6月には「進行中のソーシャル・ファイナンス」と題する会議を開催した。

第3表 INAISEのメンバー

国名	組織名
オーストリア	·Investors in Community
ベルギー	 Credal Netwerk Vlaanderen FEBEA Reseau Financement Alternatif Triodos Bank (Belgian branch)
デンマーク	•Merkur - den Almennyttige Andelskasse
フィンランド	·Osuuskunta Eko-Osuusraha
フランス	 Banque Populaire du Haut-Rhin Federation des Cigales IDES SIDI Societe Financiere de la NEF Socoden
ドイツ	·GLS Gemeinschaftsbank
アイルランド	·Clann Credo Ltd ·Tallaght Trust Fund Ltd ·Western Development Commission
イタリア	Banca Etica MAG 2 Finance Coopfond CFI (Compagnia Finanziaria Industriale)
オランダ	•ASN •Triodos Bank •Oikocredit
ポーランド	•MFC
スロバキア	·Integra Venture
スペイン	Triodos Investments EspanaB.V.BBK Solidarioa Fundazioa
スウェーデン	•Ekobanken Member Bank •Nordiska Sparlan
イギリス	•Ecology Building Society •The Charity Bank Limited •Shared Interest •Triodos Bank (UK branch)
アメリカ	·Women's World Banking
カナダ	•Caisse d'Economie des Travailleuses et Travailleurs
バングラデシュ	·BURO Tangail
日本	・市民バンク(Citizen Bank)
コンゴ	•Coopec-Kalundu •Credit Populaire Congolais

資料 INAISEのHPより筆者作成

2 ソーシャル・ファイナンスの現況

前項で紹介した,倫理銀行やトリオドス銀行,INAISEのメンバー組織等のような活動は「ソーシャル・ファイナンス」と総称される。この項では,ソーシャル・ファイナンスの定義や,注目されるようになった背景,規模等についてみてみたい。

(1) ソーシャル・ファイナンスとは

ソーシャル・ファイナンスとはどのようなものかについては,アイルランドで出されたレポート「アイルランドにおけるソーシャル・ファイナンス」に詳しい。同レポートでは,ソーシャル・ファイナンスという言葉を「金融面での利益と同様に,『社会的な利益』(Social Return)や『社会的配当』(Social Dividend)を求める組織による資金供給」としている。アイルランドでは,しばしばこの定義が用いられている。

同レポートは、「社会的な利益」「社会的配当」を、社会資本のストックを向上させる利益として定義している。ここでいう社会資本は、「物的資本や人的資本と同様の概念で、相互扶助のための調整や協力を促進するネットワーク、規範、信頼のような社会組織の特徴をさす」。上記を総合すると、資金を供給することによって、経済面で利益を得られるだけでなく、社会のなかで相互扶助が進展するといったプラスの効果を生み出すことができるのがソーシャ

ル・ファイナンスである。通常の資本主義 における資金供給が,利潤最大化のみを目 (注9) 的としているのと対照的である。

ILO (国際労働機関)のBalkenhofによれば、ソーシャル・ファイナンスの中核的な意義は以下のような目的の二重性にある。「市場で操業し、かつ市場を受け入れる一方で、何かよいことを行う。社会的な善を求めることと調和がとれている限り、利潤追求とソーシャル・ファイナンスとは両立できる。社会的な目的を持つことはソーシャル・ファイナンスの概念にとっては根本的なことであるが、金融サービスの提供を行う機関の安定性を犠牲にしてなされるべきではない。ソーシャル・ファイナンスは、常に平衡をとる行為なのである。

ソーシャル・ファイナンスは,社会的な 利益を求めるあまり,経済的な利潤を放棄 するわけではない。経済的な利潤は,自立 的・持続的な活動にとっては必要不可欠で ある。この点について例えば倫理銀行は, 「倫理銀行は金融の基本的なルールを拒絶 しようとしているのではなく,むしろ,金 融の主要な価値観を改革することを求めて いるのである」としている。

それでは、社会的な利益は具体的にどのような活動の目標から得られているのであるうか。これは実に多岐にわたる。貧困の削減、雇用の創出、国際労働基準を遵守すること、金融グローバリゼーションの恩恵をより公平に分配すること等である。Balkenhofは、「国によって発展水準、金融市場の競争や開放性、銀行規制の厳しさや

洗練度が違うことを考えれば、目標が多岐にわたることは驚くべきことではない。こうしたグローバルな様相をみればソーシャル・ファイナンスは、依然として拡散する内容をもつ概念だ」と述べている。

(注7) TSA Consultancy (2003)

(注8)ダブリンで2003年11月に開催された European Conferenceでは,複数のアイルランドの報告者がこの定義を用いていた。

(注9) INAISE (2003)

(注10) Balkenhof (2003)

(注11)倫理銀行HPより

http://www.bancaetica.com/inglese/

(2) 背景

ソーシャル・ファイナンスが注目されるようになった背景としては , 一般の金融機関の問題 , 資金供給先となる組織の発展 , 経済活動の社会的な結果への関心の高まり , が挙げられよう。

a 一般の金融機関の問題

まず第一に一般の金融機関は収益の上がらないと考えられる分野へは積極的に取り組まないことが挙げられる。近年では、金融機関同士の合併や業務のリストラクチャリング等により、収益の上がらない過疎地域や貧困地域では支店の統廃合が相次ぎ、金融サービスを受けられない個人や企業が増えている。例えば、イギリスでは低所得者を中心に銀行のサービスを受けられない人が250~350万人もいると推計される。貧困地域の超小規模な企業は、他の地域に比べて、事業用の口座を開設していない傾向があるという調査結果もでている。また、中小企業は、ビジネスの環境をよく知る地

元の金融機関からの借入を行うことが多いが、支店が閉鎖されると借入を行うことは難しくなる。金融機関が撤退するほど貧困な地域では、個人レベルで、あるいは超小規模、中小規模の企業レベルで金融サービスを受けることができないという事態が発生している。

b 資金供給先となる組織の発展

その一方で, ソーシャル・ファイナンス の対象となる組織は発展しつつある。先述 のとおり、イタリアでは90年代以降社会的 協同組合が急増しているが、同様の組織は ヨーロッパ各国で見られ,社会的企業 (Social Entreprise)と総称される。EU諸国 における社会的企業の状況や理論的展望に ついては、"The Emergence of social Emergence "に詳しい。同書でも述べられ ているとおり,社会的企業と総称される組 織形態は国によっても異なり, また一国内 でも幅広い形式の組織を含む。イタリアの ように,社会的協同組合という形式が法律 によって定められている国は少なく、イギ リスではコミュニティ企業、協同組合のよ うな相互組織,国際的に操業する大規模な 組織も含まれている。

社会的企業に関する国際的に認められた 定義はないが、イギリスの貿易産業省の以 下の定義はイギリス内外の幅広い組織をカ バーするものである。それによれば、「社 会的企業は、主として社会的な目的をもつ ビジネスで、株主や所有者のために利潤を 最大化する必要性によって動いているので はなく、剰余は主としてビジネス、あるいはコミュニティにおける目的のために再投資される」。ビジネス的な解決方法を利用しつつ、社会や環境の幅広い問題に取り組むのが社会的企業だとされており、ソーシャル・ファイナンスと同様、経済的な持続可能性を達成しつつ社会的な利益を追求する組織である。

イタリアと同様,ヨーロッパの各国では 福祉システムが危機に瀕する一方で,社会 サービスの提供において質が重視されるよ うになり,社会的目的を持ち,幅広い問題 に取り組む社会的企業が注目されるように なったのである。

イギリスではブレア政権のもと、社会的企業の活力を公益の増進のために利用しようと、01年8月に貿易産業省内に社会的企業ユニットが創設された。02年7月に貿易産業省が刊行したレポート「社会的企業

成功への戦略」では、政府が3年の間に社会的企業の活動をどのように促進し、持続させるかを示している。同レポートで、政府は、社会的企業に対する資金供給がどのように行われているかに関してイングランド銀行に検討することを委託するとし、これに応えて、イングランド銀行は03年3月に「社会的企業への資金供給」を刊行した。

このレポートでは、ソーシャル・ファイナンスという用語は使われていないが、その内容は資金供給を受ける側からみたソーシャル・ファイナンスの現状である。先に挙げたレポート「アイルランドのソーシャ

ル・ファイナンス」においても,ソーシャル・ファイナンスの供給者は社会的企業に焦点をあてる傾向があるとして,企業の需要動向について調査している。このように,ソーシャル・ファイナンスの発展の背景には,その潜在的な借り手である社会的企業のような組織の成長がある。

c 経済活動の社会的な結果への関心の 高まり

最後に,経済活動の社会的な帰結への関心の高まりについて述べたい。イギリスでは,早くも1920年代から投資における倫理的な側面を重視した教会が,投資先からタバコやアルコール,ギャンブル等に関連する企業を排除していた。こうした動きはヨーロッパやアメリカで拡大し,最近では企業活動を「経済」だけでなく,「社会」「環境」の3つ(トリプル・ボトムライン)の観点から評価する動きが広がっている。企業が社会的責任を果たしているかどうかという観点から評価し投資する動きは,社会的責任投資(SRI: Social Responsible Investment)と呼ばれ,日本においても近年非常に注目されている。

ソーシャル・ファイナンスと社会的責任 投資の用語の用い方の違い,概念の相違は 明確ではなく,筆者の今後の研究課題とす るが,ソーシャル・ファイナンスはSRI の一部に位置付けられているとみられる。 イギリスの社会的責任投資の会員ネットワ ークであるUKSIF(UK Investment Forum)によれば,SRIの市場は機関投 資家向けとリテールに分けられ,リテール市場のなかにSRI型投資信託,預貯金,モーゲージなどの商品が包含されている。また,そのメンバー組織としては,銀行,アセットマネジメント会社,投資顧問等と並んで,ソーシャル・ファイナンス組織が区分されている。

ただし、社会的責任投資が取り上げられる場合には、リテール市場に比べて規模が 圧倒的に大きい機関投資家向けの市場について述べられることが多く、市場規模を示す際には預貯金等よりもSRI型投資信託の残高が参照されることが一般的とみられる。

(注12) HM Treasury (1999)

(注13) Dayson (2003)

(注14) Borzaga and J. Defourny (ed) (2001)

(注15) Community Interest Company (2003)

(注16) Department of Trade and Industry (2002)

(注17) Bank of England (2003)

(注18) UKSIFのHPより

http://www.uksif.org/Z/Z/Z/about/main/index.shtml

(3) コミュニティ開発機関

ソーシャル・ファイナンスを専門的に行っている組織は、コミュニティ開発金融機関(CDFI: Community Development Financial Institution)と総称され、以下の6種類がある。 小規模な起業家に少額の貸付を行うマイクロファイナンス・ファンド、中小企業がよりよい条件での借入を行うために貯金を積み立てて共同保証を提供する相互保証協会、 非営利で、貯金、借入のための協同組合機関であるクレジッ

ト・ユニオン , コミュニティ再生のため の活動に融資を行うコミュニティ・ローン・ファンド , 一般のベンチャー・キャピタル・ファンドと同様 , 企業にエクイティを供給するが , 対象企業を社会的な使命をもつものに限定するコミュニティ・ベンチャー・キャピタル・ファンド , 営利金融機関だが , 定款で社会的あるいは環境のための目的に資金供給することを定めているソーシャルバンク。

前項で紹介した倫理銀行やトリオドス銀行は,ソーシャルバンクの代表的な事例である。紙幅の制限もあり,その他のCDFIの活動を詳しく紹介することはできないが,クレジット・ユニオンの活動については,本誌03年3月号の拙稿「イギリスのクレジット・ユニオン」を参考にされたい。

これら金融機関の共通の特徴としては、

その組織に貸付を行うかどうかを判断する明示的な社会・環境基準がある, 一般の銀行ほど過去の貸出案件から信用リスクを数値化するクレジット・スコアリングシステムを利用せず,意思決定はより専門的な基準に基づいて行われる, CDFIのなかには新しい担保徴求方法を開発しているところもある, 全国的な支店網を持たず,ニッチなマーケットに特化することによってコストを相殺, 顧客ニーズに応えるための柔軟さをもち,必要に応じて一般の銀行を含む金融機関とも協力する等である。

これらの CDF I が提供するサービスは , 主にローン貸付とエクイティ・ファイナン スがある。やや資料が古いが,前述の INAISEが97年に48機関を対象に行った 調査では,85%が資金供給の形態としては ローン貸付を行っていた。ほとんどは直接 貸付だったが8%がローン保証サービスを 行っていた。また,31%の機関はエクイティ・ファイナンスを提供していたが,エクイティ・ファイナンスを主に扱っているの は14.5%であった。

(注19) TSA Consultancy (2003) (注20) Bank of England (2002) (注21) INAISE (1997)

(4) ソーシャル・ファイナンスの規模 ソーシャル・ファイナンスの規模についての統計は少ないが、イギリスのコミュニティ開発金融機関の資産規模は99年の2億4,700万ポンド(約504億円)から01年にはおよそ2倍の4億8,200万ポンド(約983億円)になったと推計されている。先述のとおり、イタリアの倫理銀行や、3か国に支店をもつトリオドス銀行の資産は年々拡大している。オランダでは、トリオドス銀行の預金も含め、社会的責任預金の残高は00年には前年比54%増加した。

こうしたデータを見る限りにおいては, ソーシャル・ファイナンスの規模は拡大し ていると考えられる。しかし,現状では, まだ社会的企業がコミュニティ開発機関を 利用することが一般化しているとはいえない。例えば,アイルランドでは,31の社会 的企業にアンケートを行ったところ,過去 3年間にローンの借入を行ったことがある のは6企業(19%),エクイティ・ファイ ナンスを利用している企業は皆無であっ (注²⁴⁾ た。

一方,イングランド銀行が02年に200の 社会的企業を対象に行った調査では,外部 資金の利用割合はもっと高く,42%が現在 ローンや当座貸越等を利用中であった。た だし,外部からの資金供給を求めるのは, 設立から時間がたっており,雇用者数が多 く(20名以上),販売所得も大きい(100万 ポンド以上)ところが多かった。外部の資 金供給を求めない企業は,その理由として,「必要ない」(56%),「補助金の方を好む」 (35%),「理事会がリスクをとりたがらない」(25%),「十分な所得がない」(20%)等を挙げた。

社会的企業は、その公共的な性格から公的機関からの補助金や、民間機関からの寄付を受け入れているものも多い。そのため、返済の必要があるローンの借入には二の足を踏む傾向もみられるようである。しかし、倫理銀行のFoschiによれば、イタリアでは官僚主義的な理由で公的支援はビジネスクに演している。事実、倫理銀行の融資は、公的な補助金を受けるまでのつなぎ融資とみられるものも多い。このことからは、公的機関からの補助金を受けられる組織であっても、潜在的な借入ニーズは存在すると考えられる。

アイルランドの調査では,対象となった 企業の83%が将来は借入を行うニーズがあ ると回答した。社会的企業は,ソーシャ ル・ファイナンスの供給者であるCDFIがよりアクセスしやすく柔軟であること,有利な金利商品の提供,社会的企業が活動するセクターをよりよく理解することに期待している。その期待に応えるためには,エクイティ・ファイナンスを含めて提供する商品種類を拡大すること,業務支援の拡充等とともに,CDFIの取組みやアクセス方法の情報を社会的企業に知らしめることが必要であろう。

最後に社会的企業に対する融資のリスクについて触れたい。イングランド銀行のCDFIに対する調査によれば,社会的企業に対するデフォルト率(ローン残高に占めるデフォルトした残高の割合)は0.8%で,中小企業向けの12.2%に比べてずっと低かった。この調査結果は,倫理銀行における不良債権比率の低さとも共通している。

同調査の報告書では、社会的企業向け口ーンのデフォルト率が低い理由として、社会的企業はボランティア資源を利用したり、コミュニティ、ステークホルダー(利害関係者)から支援を得たりできること、ある程度設立から時間のたった社会的企業への融資が多くデフォルト率の高い創業時の融資が少ないこと、まだ資金の借入を行う社会的企業が少ないため比較的優良な申込みに対応していることを挙げた。

イタリアの倫理銀行によれば,現状では サードセクター組織への融資において,他 の金融機関と競合する状況にはないという ことだが,同行の不良債権比率が低いこと に,イタリア中央銀行も一般の銀行も関心 をもっているとのことである。

(注22) Dayson (2003)

(注23) Eurosif Website http://www.eurosif.org/index.shtml 'Sustainable and Responsible Investment Key Features Netherland'

(注24) TSA Consultancy (2003) 以下のアイル ランドのアンケート調査も同書より引用。

(注25) Bank of England (2003) 以下のイギリス CDFIの調査も同書より引用。

(注26) Laura Foschi (1999)

3 おわりに

日本においては、89年にINAISEのメンバーでもある市民バンクが発足し、自身は銀行ではないが、信用組合と提携して市民の事業に対する融資を行っている。また、NPO法人の活動が活発化するにつれて、労働金庫や信用金庫がNPOへの融資制度をつくるといった動きがある。

最近では、ミュージシャンの坂本龍一氏らが、自然エネルギーや環境にかかわる事業を財政的に支援する「APバンク」を設立して話題になったが、同様の金融NPOは各地で誕生している。金融NPOは、環境や福祉等の市民活動に融資するNPOで、銀行法に基づく銀行と異なり預金受入はできない。APバンクは東京都への貸金業登録をしており、自然エネルギーや環境に関する事業に総額1億円(1件につき最高500万円まで)を、金利1%(固定)で最長10年融資する予定である。

日本におけるソーシャル・ファイナンスはまだ規模が小さいが,今後NPO等の活動が一層盛んになれば,資金需要が大きく

なる可能性もあり,ヨーロッパの経験は参考になると考えられる。また,一般の金融機関にとっても,自らの経済活動の社会的な結果を重視し,透明性の向上や,新しい審査手法の開発を図る動きには学ぶ点もあるう。

上記の観点からクレジット・ユニオンや ソーシャルバンク以外のCDFIの取組み の実態や,提供する商品種類拡大のための 必要条件等については,今後さらに調査を 進めたい。

<参考文献>

- ・川口清史・富沢賢治編 (1999)『福祉社会と非営 利・協同セクター』日本経済評論社
- ・環境省(2002)『金融業における環境配慮行動に関する調査研究』
- ・田中夏子(2002)「イタリアの社会的経済と市場及 び自治との相互作用について」『協同で再生する地 域と暮らし』日本経済評論社
- ・ドゥフルニ,モンソン著,富沢賢治他訳(1995) 『社会的経済 近未来の社会経済システム』日本経 済評論社
- ・日本政策投資銀行フランクフルト駐在員事務所 (2001)『欧州の小さな金融機関にみる地域の公益 プロジェクトを実現するための三方一両損の発想』
- ・ロバート・D・パットナム著,河田潤一訳(2001)『哲学する民主主義』NTT出版
- Bernd Balkenhol (2003): Expanding social finance-towards a worldwide social finance circuit: INAISE Conference paper
- Bank of England (2003): The Financing of Social Enterprises: A Special Report by the Bank of England

- C. Borzaga and J. Defourny (ed)(2001) :The Emergence of Social Entreprise; Routledge
- C. Borzaga and S. Depedri (2000): Social cooperatives in Italy: characteristics, evolution, activities (first draft)
- Community Interest Company (2003):
 Information Paper on Community Interest
 Companies: International Comparisons
- Don Cruickshank (2000): Competition in UK Banking A Report to the Chancellor of the Exchequer: TSO
- Danyal Sattar and Peter Ramsden (2000): Third-System Financial Instruments for the Cultural Sector A report for Banking on Culture
- Karl Dayson (2003): Financial Exclusion and the Growth of CDFIs
- Department of Trade and Industry (2002):
 Social Entreprise: a strategy for success
- Laura Foschi (1999): Alternative Banking and Social Economy: Conference to promote the Territorial Pacts for Employment
- HM Treasury (1999): Access to Financial Services Report of PAT14
- INAISE (1997): Financial Instruments of the Social Economy (FISE) in Europe and their Impact on Job Creation, Research commissioned for European Commission DG Employment and Social Affairs
- INAISE (2003): Developing the social and solidarity-based financial sector, towards the creation of a worldwide social financial system, European Social Forum
- TSA Consultancy Ltd (2003): Social Finance in Ireland

(副主任研究員 重頭ユカリ・しげとうゆかり)

